岩手県職労

月2回刊＝第1540号
2019年9月15日
発行日　毎月15日30日
発　行　所
盛岡市内丸10番1号
岩手県庁内
岩手県職員労働組合
印　刷　所
盛岡市上田二丁目17-4
有限会社　ジロー印刷企画
一部　40円
組合員購読料は組合費に含む

盛岡市議選

“野中やすし”市議誕生

3135票を獲得（17位）当選　全組合員の取り組みに感謝

▲初当選を祝う万歳三唱（左から、野中ご夫妻、山中後援会長、小野中央支部長、伊藤県本部委員長、伊澤県職員退職者会事務局長）

8月18日告示・25日投開票の盛岡市議会議員選挙では、県職労組織内「野中やすし」は、3,135票を獲得し、17位での当選となった。

選挙戦の第1声では、「子どもも、お年寄りも、働く者も、みんなの笑顔輝く街づくりをしっかりと取り組む。盛岡でも人口減少が続くが、その根本は暮らしにくい街にある。子どもを育て、学び、生活する基盤をしっかりと作り上げることを、私、野中やすしに託してほしい」とし、盛岡市内各地で支持を訴えた。

選挙期間中は、延べ100回を超える街頭演説を行い、盛岡市内各地を精力的に遊説した。選挙戦の予盤は、知名度不足から苦戦を強いられ、当選圏内への押し上げが不可欠であった。

8月20日には労組総決起集会を開催し、100人を超える支持者を前に「安心して生活できる賃金となっていない現実を少しでも改善させていくためにも、働く人たちの思いをしっかりと届けていきたい」と支持を訴えた。その後、県職労の総力を挙げて家族・友人・知人への支持拡大を精力的に取り組んだ結果、最終盤で盛り返し、3,000票超を獲得し、当選を果たした。選挙事務所は祝福ムードに。山中俊介後援会長は、「組合員の皆さんに感謝。みんなの笑顔輝く街の実現のため、議会の場で懸命に頑張っていく」と決意を表明した。その後、8月27日には当選証書が授与され、盛岡市議に就任した。

「いさわ昌弘」県議以来の12年ぶりの県都盛岡での組織内議員が誕生した。組合員の皆さんのご協力に感謝する。野中やすし市議は、県職労本部を拠点としながら、政治活動を展開する。

「野中やすし」盛岡市議とともに、県職労運動前進のため全力を挙げていく。

▲くす玉を割り新市議誕生を喜ぶ野中さんご夫婦

▲8月27日、当選証書付与式に臨む野中靖志市議会議員

地公・人事委要請

勤務意欲確保の改善勧告を

国追随の住居手当改定への反対姿勢示す

8月21日、岩手県地方公務員共闘会議（議長・佐藤淳一岩教組委員長）は、8月7日人事院勧告を踏まえ、県人事委員会勧告に向けて16項目からなる要請書を菊池人事委員会事務局長に提出し、県人勧闘争をスタートさせた。

要請に当たり、佐藤議長は、「継続課題の改善を含め、職員の勤務意欲確保のための私たちに寄り添う勧告を求める」と訴え、その後、事務局から要求事項を説明した。今年の要求の柱は、①月例給・一時金の引上げ、②現給保障終了に伴う高齢層の賃金改善、③通勤手当・住居手当改善（特に遠距離通勤実態を踏まえた70km以上の距離区分新設、高速道路利用の手当改善等）、④両立支援策の充実（不妊治療への支援策）、⑤長時間労働是正策とした。

そのうち、国人勧で示された住居手当改善は、「国人勧と同様の見直しの場合、引き下げとなる割合が半数超となるほか、上限額引き上げも実態改善とならない。国追随でなく、職員実態踏まえた改善を」と訴えた。

要請書を菊池事務局長（左）に提出する佐藤議長

▲要請書を手渡した後要請する地公共闘四役

菊池人事委員会事務局長は、勧告・報告は例年ベースで分析を進めている」とし、要請は人事委員に伝えるとした。県地公共闘は、人事委員長あて大型ハガキ署名に取り組み、切実な要求を突きつけ、改善勧告を求めていく。賃金改善と生活水準の維持、諸手当の自己負担解消のため県人勧闘争に全力を挙げていく。

第五世代

「亥年決戦」の選挙戦にようやっと区切りがついた。「野中やすし」盛岡市議の誕生はまさしく新たな歴史の一幕を象徴する快挙であり、組織の総力で勝利したといえる▼岩手では知事選でも野党共闘が力を発し、働く者・生活者の視点での政治こそ必要という民意を示すことができた。一方で県議選での元アナウンサーの大量得票は今の政治に対する不信感の表れであり、私たち働く者に向き合う政治もしっかりと信頼が得られる活動をしなければならないと痛感させられる▼今の政治は国民の信頼から程遠い。安倍政権は内閣改造を行ったが、改憲を鮮明にし、かつ加計学園問題に関与したとされる者が文科相となるなど国民が望む政治と大幅にずれる。政治不信は無関心を生み、民主主義が崩れる。そうした政治にした政権の責任は重い▼私たちにも責任がある。投票率は低迷し、若い方は選挙にも行かないと聞く。権利を行使しないことが今の政治を擁護することにつながっている。休暇等の労働者の権利は使わないと失われるのと同じ。権利を行使し、参政していこうという意識を広げる運動が求められる。

会計年度任用職員課題・人事課長交渉

採用規模・労働条件示さない当局姿勢は問題

＝採用方法「面接・書類選考」の姿勢引き出す＝

9月10日、県職労は会計年度任用職員制度に関し、佐藤人事課総括課長交渉を行った。採用方法を巡り要望どおり面接等の選考採用の方向が示され、説明会も9月24日から開始の方向が示されるも、専門職の賃金水準、採用規模等の詳細が示されなかったことから再交渉とした。

【専門職の賃金水準】

原則行政職1級25号（月額182,300円）を上限とするも、それを超える報酬水準が必要な際は期末手当を含めた年収ベースとの均衡を考慮して決定する、人材確保が困難と見込まれる職種は必要に応じ上限額の引き上げを含めた対応を検討すること、個々の報酬額は9月中旬までの各部局からの協議を受け、11月上旬に検討結果を示すとした。交渉団から期末手当を含めた年収ベースでは手当支給の趣旨が損なわれること、月例額が引き下げとなり人材確保が困難であるとし、再考を求めたところ、人事課長は人材確保のため水準確保に努めると応じたことから、当局の検討状況を踏まえ再交渉することとした。

▲会計年度任用職員制度の交渉で当局姿勢を追及する県職労交渉団（右円内は佐藤人事課長）

▲職訓職場の要望を発言する熊谷中執

▲休暇等で発言する中川中執

▲技能員の立場から発言する細野中執

▲課題について発言する佐々木書記次長

【年次休暇】

年次休暇の冒頭の付与日数が10日となり、臨時職員にとっては処遇引き下げとなるとし、運用面を含めた改善を求めた。人事課長は、どのような対応ができるか検討するとの姿勢にとどまるも、現在任用中の臨時・非常勤職員が引き続き会計年度任用職員として任用される場合は、年次休暇を繰り越す必要があるとし、制度移行時に年次繰り越しを容認する姿勢を示した。新制度時の年次付与数・インフルエンザ等の短期の病気休暇の有給化は継続交渉となった。

▲課題について詳細な回答を求める交渉団

▲回答する佐藤人事課総括課長

【配置の考え方】

パートタイムを基本とする姿勢（育休代替等の業務の性質や業務内容を踏まえフルタイム任用もある）を示しつつ、

・事務補助的な会計年度任用職員：業務の見直しを行いながら、必要に応じて増員するとし、配置先・任用数は各部局の意見を踏まえ調整中であり、11月の募集開始前に示す（人事課主導）。

・非常勤職員から移行する会計年度任用職員：任用協議を経て配置（人事課主導）。

・事業費措置の会計年度任用職員：予算調製過程で措置（財政課主導）。

の方向を示すも、臨時職員がフルタイムからパートタイム移行に伴う業務対応の在り方（増員の方向性）、具体的な勤務時間の考え等は示されず、不十分な回答に終始した。交渉団から、フルタイムが必要と現場で訴えているにも関わらずパートタイムを強要することは許されないとし、検討状況を踏まえ再交渉を求めた。

【募集方法等】

募集時期は、人事課で任用数を決定する事務補助は11月以降、非常勤からの移行・事業費措置は予算調製過程を経て、速やかに募集との姿勢にとどまった。選考方法は、組合の意見を踏まえ、各所属で面接・書類選考の方向を引き出した。

【職場への説明】

各所属担当向け説明（内容：募集スケジュール、ハローワークへの求人方法、報酬決定の考え、事務手続き）は9月24日から10月1日の9会場で行うこと、それに先立ち臨時・非常勤職員向け説明通知（内容：任用方法、給与、勤務時間、休暇、スケジュール等）を出すことを示した。

【今後の取り組み】

当局回答は職場での職員配置の在り方が全く示されないばかりか、臨時・非常勤職員の処遇改善は程遠い。職場や当事者は安心できず、当局姿勢は極めて問題。募集時期が目前と迫るなか、職場への影響を回避するとともに、臨時・非常勤職員の処遇が確保できるよう交渉を強化していく。

県職労第1回拡大中央闘争委員会

県人勧・会計年度任用職員制度への対応協議

職場実態を踏まえ改善に向け取組みを強化

8月31日、県職労は、第1回拡大中央闘争委員会を開催し、8月7日の人事院勧告内容の学習と、人事委員会勧告に向けた取組や会計年度任用職員制度に係る当面の対応について方針を協議した。

【2019県人勧】

人事院勧告の月齢給与の改善は、官民較差が0・09%とわずかであるため、月齢給への配分は大卒初任給1500円、高卒初任給2000円引上げとし、かつ30代前半までに限り俸給表が改定。

〔2019国人勧の住居手当見直し概要〕

現行	
区分	手当額
12千円超～23千円	家賃額－12,000円
23千円超～55千円	（家賃額－23,000円）/2+11,000円
55千円超	27,000円

⇩

改定後	
区分	手当額
16千円超～27千円	家賃額－16,000円
27千円超～61千円	（家賃額－27,000円）/2+11,000円
61千円超	28,000円

【事例】月額家賃45,000円の場合
○現行＝(45,000円－23,000円）/2+11,000円
⇒22,000円…(A)
○改定＝(45,000円-27,000円）/2+11,000円
⇒20,000円…(B)
(B)－(A)＝▲2,000円（引き下げ）

【ポイント】
・家賃月額59,200円以上の場合に引き上げ対象も、58,000円台以下は引き下げ対象に。
・手当額1,000円アップは、家賃61,000円以上。
・多くが2,000円の引き下げ幅（家賃27,000円～55,000円台）。

▲人事院勧告内容等について協議した第1回拡大中央闘争委員会

一時金は、0・06月の格差があり、0・05月引上げ4・50月となる。

住宅手当の改善は、人事院の考えが、原資の配分を見直すとの考えから、官民較差解消ではなく、原資の配分見直しとしたことから、このまま勧告通りとなれば住宅手当受給者の半数が引き下げとなる課題を共有した。

【会計年度任用職員制度】

当局は8月26日、各部局に対して個々の非常勤職員の賃金水準決定手法の概要及び必要数の照会について通知し、作業が行われている。県職労は、これまでの意見交換会での要望事項を踏まえ、当局交渉を行い、職場の臨時・非常勤・日々雇用職員の労働条件改善に向けて取り組んでいく。

お知らせ

県職労機関紙「8月30日」発行の機関紙は休刊としました。9月15日発行機関紙との合併号とします。

退職後が楽しみだ
と思える幸せを実現します
そろそろ退職後が心配になってきていませんか？
アナタには退職後に向けて今から備えられる強い味方がついています。
在職中は月々1口3000円から掛金を積み立てて退職後の「年金」「医療」「直接」給付を選職する時に選択
お問い合わせ・お申し込みは組合へ
じちろうの長期共済
全労済
自治労共済本部